

会 議 録

◇事務局－子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

附属機関又は 会議体の名称	第2期 第4回豊島区子どもの権利委員会
事務局（担当課）	子ども家庭部子ども若者課
開 催 日 時	令和3年9月2日（木）午後2時～午後4時
開 催 場 所	Zoomによるオンライン会議 （区役所内参加者：本庁舎8階 教育委員会室）
議 題	1 開 会 2 議 事 （1）子どもの権利擁護に関する施策の検討について （2）令和3年度における子どもの権利普及啓発等の取組について （3）その他 3 閉 会
公開の 可否	会 議 <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0名
	会 議 録 <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
出席者	委 員 荒牧重人、安恩鏡、山下敏雅、佐賀豪、高田慶子、山本道子、平本浩実、 波多江美由紀、島村繭子
	関係理事者 子ども家庭部長、教育部長、子育て支援課長、児童相談所設置準備担当課長、 保育課長、庶務課長、放課後対策課長
	事 務 局 子ども若者課管理・計画係長、子ども若者課職員

審 議 経 過

【開 会】

- ・事務局より資料確認

【協議事項】

会 長 皆さん、こんにちは。コロナウイルスの10代の感染が増えています。この問題をどうにかしないといけないと行政も含めて皆さんが考えていると思います。このような時に子どもの権利条例や子ども・若者総合計画がもっている意味や意義を確認し、その計画の検証をする委員会というのは、ますます重要になっていると思います。本日もよろしくをお願いします。

事 務 局 資料1説明

会 長 スケジュールについて、前回の第3回において、子どもの居場所、学びの支援についても検証対象にすとなっていました。現在進行中なので次回以降に検討したいと思います。いかがでしょうか。

委 員 私からはとくに意見ありません。

事 務 局 学習支援や子どもの居場所については今回資料2、3で出していないですが、「子ども・若者総合計画実施状況調査」の中で、例えばコロナに関して令和2年度の取り組みに影響が生じたとか、令和3年度以降取り組んでいくといった調査は取っていますので、そこを抜き出した形で次回の会議までに委員に送付したいと考えています。

事 務 局 資料2、3 説明

会 長 資料2の2枚目「②相談・救済体制の整備」について、とくに子どもの権利保障に関する項目をもう少し詳しい説明をしてもらえますか。

事 務 局 事業 No. 38 『子どもの権利擁護センター（仮称）』の設置」と事業 No. 40 「児童相談所の設置・運営」については、未開設・未設置の事業ですが、前回の第3回子どもの権利委員会の際に、未設置であっても今後の見通しとして検討している内容でも記載はできるということで、検討しているという建付けで記載をしています。子どもの権利保障に関する項目としては「子どもが相談しやすいように力を入れて取り組んでいることや留意していること」、「子どもや子育て家庭への事業の認知度や利用率を向上させるためにどのような周知活動を行っているか」「相談対応において子どもと親の意向が相反する場合の対応策の検討内容」それに紐づいて、「他機関に繋ぐ必要がある相談を受けた場合にどのような関係機関に繋いでどのような解決を図っているか」という前回の議論で立てた項目を調査したものです。最後の「新型コロナウイルス感染症の影響下で子ども

もの相談支援に特に力を入れたこと」については（※「①児童虐待防止対策・いじめ防止対策」と）同じように調査をして記載しています。前回の議論で立てた相談救済体制についての項目に沿って事業所管課に調査依頼をして得られた現時点での結果です。大きくは人権擁護委員・子どもの権利擁護委員の相談事業、電話相談、女性支援と様々な相談救済体制というところで記載しています。以上になります。

会 長 たとえば事業 No. 38 と 40 について、子どもの権利保障に関する項目での 2 番目（※「子どもや子育て家庭への事業の認知度や利用率を向上させるためにどのような周知活動を行っているか」）ではどのような方法を検討しているか、4 番目（※「他機関に繋ぐ必要がある」相談を受けた場合にどのような機関に繋ぎどのような解決を図っているか）ではどのようなことを想定しているか、5 番目（※「新型コロナウイルス感染症の影響下で子どもの相談支援に特に力を入れたこと」）では想定・検討しているとはどのような方向で検討しているかを教えてもらえればいいなと思ったのですが、どうでしょうか。

事 務 局 事業 No. 38 の子どもの権利擁護センターについては、昨年度の議論のなかでも、他自治体の権利擁護委員を設置しているところで相談員を設置しながらセンター化をして子どもの権利保障の擁護の取り組みについて実際に実施している自治体の一覧等を示しながら議論させていただいたところです。

一方、現在豊島区でも様々な子どもに対する相談機関であったりとか、まさに事業 No. 39 の「子どもの権利擁護委員相談事業」にも書いてありますが、豊島区の子どもの権利擁護委員さんの活動のなかでジャンプに赴いていただいて子どもから直接の相談に乗る取り組みがいま進んでおります。あとは組織の見直しですとかを総合的にとらえて、本来、計画の中では令和 3 年度に設置するということでしたが、組織改正、財政上の問題で令和 3 年度の設置は見送るということであったかと思います。

現在の状況ですが、基本的には組織改正についてはまだ現在進行形で検討しているところで、児童相談所設置の令和 4 年度に向けた議論が進んでいるところです。児童相談所の設置に向けた組織の在り方と、ジャンプ自体が東池袋と長崎との 2 か所ありますが、ジャンプ東池袋のほうが大規模改修を控えており、そこに相談室を作る等、物理的な部分についても、今後の相談体制といった部分を含めて検討しています。令和 4 年度に向けて具体的に進んでいるかどうかというところと未着手の部分がありますが、一方で子どもの権利擁護委員さんの活動のなかで定期的なジャンプの訪問で子どもからの直接の相談とか困っていることの救済をさせていただいているといったところについては進んでいるのが実態です。

会 長 これにつきまして、なにかコメントはありますか？

委 員 とても楽しみにしています。良いセンターにしたいなという思いと、これから議論されていくと思いますが、子どもの権利擁護センターにぜひお願いしたいと思うのは、主人公は子ども達で、個々のプライバシーも含めた個別ケースの対応は大人達が責任と守秘義務を負いながらやるとして、そういう個別の救済だけではない豊島区内の子ども達の権利をどういうふう to 実現していこうかという取り組み、議論、活動を、子ども達も

主体になってこのセンターの中で取り組めるようにしていけるといいなど。それがボランティアという形になるのかはわからないけれど、子ども達が主体的に自分の権利、自分だけでない豊島区内の他の子ども達の権利のこともみんな考えて盛り上げていこうよという雰囲気になれる場所になればいいなと思っています。

会 長 ありがとうございます。他の委員はどうですか？

委 員 子どもの権利擁護センターを設置して、他の自治体にもある子どものオンブズマンの活動はまずやらせていただくことになるのかなと想像していますが、それをきちんと活動するとともに、現状で様々な子どもの相談窓口があるのをどう整理するのかという話が出ているかと思いますが、子どもの相談窓口を子どもの権利擁護センターに一本化するのはやめていただきたいなと思っています。子どもは関係性の中で相談しますから、相談窓口の多様性というか、「こういう相談はここに行きたい、こういう相談はここに（違うところに）行きたい」という形を尊重していきたいなという意味だと、子どもの権利擁護センターという名前で全部をここでまとめてやりますという形に持つて行くのはちょっとどうかなという思いがあります。組織自体を立ち上げることは構わないのですが、相談窓口にはそれぞれ特徴があると思いますので、それを活かす形で整理していただきたいなと思います。

会 長 あんまり多すぎても困りますよね。

委 員 そうです。私もそういう思いで、一本化がいいのかなとも思っていたのですが、関わってきたお子さんのライフステージが変わるにつれて違う相談窓口へ行って、そこはそこでうまく繋がっているケースもありますので、ある程度は残していただいて、大人のほうで混乱をしないように工夫するのがいいのかなというのが現状の意見です。

会 長 ありがとうございます。行政には、子どもにもわかるような相談窓口、関係もわかるようなものをA4もしくはA3で収まるようなもので作ってほしいとお願いをしますが、あまり多くてもいけないし、相談窓口の多様性の問題があるし、行政の組織改編としても、当然児童相談所の相談機能とか教育相談がもつ相談機能とかは残ると思います。でも子どもからアクセスできる一番の窓口が子どもの権利擁護センターとなるというふうに考えておけば良いと思います。

 他の委員の方はどうでしょうか。

委 員 私は実際に相談を受けたときに、相談者は18歳の若者でしたが、どこに紹介するか迷ったことがあります。結局アシスとしまに行ってもらったのですが、実際に相談窓口がすごくたくさんあって、人権擁護委員の相談事業もあれば、アシスとしまもあれば、子どもに関する相談事業もあって、子どもからの専用電話があっていろいろなものがあるんで、民生委員として相談を受けたときに、さてどこに紹介したらいいかというがあるので、できれば、ここに電話をかければどこに繋がるかわかるところがひとつあると助かります。これは相談を受けた側の都合ですが、実際に相談をしたいと思っても、とくに子どもは自分から電話をかけることは実際なかなかできないのです。どちらかと

いうと、一番最初に相談するのは友達です。できたら先生ですが、なかなか先生にはいれないことが多いのでやはり身近な人たちに言って、その人たちが「じゃあここに相談すれば？」となると思うので、あんまりいくつもあっては、どこに行ったらいいのかわからないのでやはり整理していただき、できれば、ここにかければどこに繋がるかわかるものがあると助かると思います。

2点目は、前回の会議録を読んで、子どもの権利をどのように意識して私達が対応しているのかを知りたいなと思います。なぜかという、こうして虐待やいじめの施策は私たち側からはやっていますが、実際子どもたちはどのように考えてどのような要求をしているのか。子ども達はそれを言っているのかわからない状況にあると思うのです。これは教育の中身として子どもの権利ひいては人権教育の中身が足りないと思うのです。どうしても学校では指導という名のもとに子ども達が意見を表明するとか、子ども達が作っていく場がないと思います。それをやろうとすると非常に時間がかかり手間もかかりますが、確実にやれば絶対に力がついてきます。そういう意味では、教員とか指導者の立場の人がどれくらい子どもの権利を意識して活動しているか、それを検証していただきたいです。特に児童相談所がこれからできるので、児童相談所の方々にはぜひそれを意識してやっていただきたいと思います。

会 長 ありがとうございます。後半の件は、議題2で取り扱うとして、前半の部分は賛同するところが多いし、それを踏まえて多様性と言ったのだと私は理解しました。

委 員 仰る通りだと思います。どこに相談したらいいかという悩みは私も実際にありますので、整理したほうがいいなどはずっと思っていますが、整理しすぎて一元化というところまではちょっと…という意味での意見になります。

会 長 ありがとうございます。他にどうでしょうか。

委 員 私は相談窓口がいっぱいあるか絞ったほうがいいのかはどちらもありで、多かろうが少なかろうが、困っているお子さん本人が相談したり SOS を出したり、一緒に考えてくれる大人に繋がりやすいかということです。選択肢が多ければ多いほど、「自分はこっちのほうを選べたな」となるかもしれないし、迷わずに一本化してもらったほうが行けるというのもどっちでもありだと思っていて、結局は（SOS を）出せるかということだなと思っています。

最近権利擁護委員として動いているのは、守秘義務があり詳しくは話せませんが、学校で終業式の日には子どもの権利グループが学校を通して SOS カードを配ったら、その日に「親に相談したけれど親がちゃんと向き合ってくれず学校にお願いしたい」と電話をかけてきてくれました。それで私も一緒に校長先生と副校長先生と本人と話し合いをして、学校側も前向きに考えてくれました。本来だったら保護者もサポートの輪に入ったほうがよりできるけれど、本人がまずは保護者抜きでやれることをやっていきたいということだったので、そこも学校側が理解をしてくれて動けたということがありました。

先程、なかなか子ども本人が SOS を出しづらいという話があり、一般論としてそうだと思います。今回のように SOS カードを配ってそれがタイミングとかその子のニーズに合って動けたのが良かったなと思っています。相談窓口が多い少ないよりかは、子ども達

にフィットするような形に持って行ければそれが一番望ましいことだなと思ったところでもあります。

会 長 この件についていかがですか？

委 員 豊島区では子どもたちがタブレットを1台持っているのですけれども、先日新学期が始まるということで心のケアを学校がしていかなければならないということで、そういう文言やプリントやお知らせをタブレットに落とし込んでいくことも学校としてできる部分があります。毎日持ってきて開いていますので、そこから周知を諮っていくとか、中学生も小学生も拡げていくというのも一つの手として考えられるかなと思いました。

会 長 ありがとうございます。他にどうでしょうか。

答申書は、子どもの権利擁護センターをどういうふうに設置するかということが一つの柱になると思います。子どものオンブズマン機能をもつ、子どもの権利を考える場所にする、委員の皆さんが本来感じているように子どもの居場所という機能を十分に持つ、という、ちょっとした変化とかちょっとした日常的な言葉の中で 子どもの困っている SOS をキャッチして繋ぐのが必要だと思います。そういう意味では、センター機能としてどういう機能を持たせるかということも事務局の言っていることも含めて検討する余地があると思います。どうでしょうか。

事 務 局 今回、子どもの権利擁護に関する施策の検討ということでこういう項目を用いて実施状況の調査をしましたが、例えば追加で聞きたい項目とか、前回昨年度の委員会の中では直接事業所管課に具体的な事業の中身について聞くとか、コロナ禍なので実現は難しいかもしれませんが現場を見て状況を確認してという話もあったかと思いますが、実施状況調査についてはこの内容でいったんはこれでよろしいでしょうか？

会 長 私は、先程「たとえば」というふうに言いましたけれども、どういう方法を検討しているかとか、どういう想定をしているかとか、事業 No. 39 の「子どもの権利グループと連携を取りながら」とは具体的にどういうふうなものかというふうに、もうちょっと子どもの権利保障に関する項目について具体的に記述してもいいのではないかと意見を申し上げました。他に委員の皆さん、よろしいですか？資料4の説明の後に、学びの支援とか居場所について検討したいと思っています。

委 員 資料2の内容については、もっと検討しようと思えば時間と労力さえあればやりたいこと聞きたいこともあります。限られた資源のなかでメリハリをつけるという意味では、これから動き始める子どもの権利擁護センターとか児童相談所とか、それと大きく関わる子どもの権利擁護委員の相談事業との関連性がどうなるのかということ、どういふふうに具体的にしていくのか聞いていく。逆に言えば他の、元からある事業については特段大きな変化がないのであれば今回の調査でいいのではないのでしょうか。

会 長 事務局はよろしいでしょうか？

事 務 局 わかりました。第5回に向けてそういう部分をこちらで検討して、骨子案の提示の前

に、こういった根拠で検討していると提示ができればと考えております。

会 長 それでは、議事の（２）の「令和３年度における子どもの権利普及啓発等の取組」について、事務局よりご説明願います。

事 務 局 資料４ 説明

会 長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

委 員 子どもの権利学習プログラムの実施とありましたが、これは学校に希望を取るのでしようか？

事 務 局 実務的には予算の都合などがありますが、実施するところまではいきたいと思っています。すべての学校に実施するのは難しいかもしれませんが、希望を取ってその範囲内で、スケジュールが合う学校については取り組みとして今年度からぜひ実施していきたいと考えています。

委 員 もう１点、条例学習パンフレットの活用を依頼とありますが、依頼するだけでいいのかなという気がしました。具体的に、たとえば教育委員会のほうで人権教育の一環としてこれを活用してくださいと、もう少し強い要求ができないものかなと思うのですが。というのは、学校にはいろいろなパンフレットが来て、大抵は積み上げられて、最後に子どもに「読んでおいてください」と渡して終わりというのが通例になってしまっています。ぜひ、教育内容の指導計画に入れてもらえるような形ができればと思います。

会 長 ありがとうございます。事務局どうぞ。

事 務 局 学習用パンフレットにつきましては、教育委員会の指導課と連携しながら作成し、まず今年度は校長会を通じて配布し、ぜひ活用してくださいと依頼しました。学習指導要領やカリキュラムに組み込むところまでは依頼できませんでしたが、まずは配布して中身を見ていただいて、授業で活用できるか学校側のほうでご理解いただければ使っていただきます。今年度の予定としては活用状況というか実施状況を年度末に調査しようと思っていまして、調査の中で活用策だとか、そういうことを募って、より活用できるようにするにはどうしたらいいか、良いものにしていければと思っています。書き込む項目があったりするのですが、単に配って終わりというよりは、授業のなかで触れてもらうような想定をしています。

会 長 現場ではどうでしょうか。

委 員 本校では社会科の授業で活用しています。区内の小中学校ではSDG sに取り組んでいて、根底にある「誰ひとり取り残さない」という考え方と関連付けて、生徒会での発信であったり、成果をお話できる状況ではありませんが、少しずつ、少しずつ広げつつある状況ではあります。

会 長 ありがとうございます。他にどうでしょうか。

委 員 区立小学校のタブレットに8月2日からアシスとしまと連携しているとのことでしたが、子どもが一番入りやすく身近でとても良いと思いますが、このことは先生などから告知はあったのでしょうか？うちも息子がタブレットを持っていますが、知りませんでした。

事 務 局 8月2日から夏休み中に開始ということで告知がまだできていませんでしたが、タブレットを使用していて偶然見つけた方から今のところ15、16人ほどからメッセージが来ています。こちらでの相談員の体制のことなどから、いっぺんに周知してしまうとパンクしてしまうので、指導課に聞いたところ、中学3年生や小学5、6年生が不安定だったりいじめが多かったりということがあるので、まずは中学3年生からチラシを配布して、1か月くらいを目安に、落ち着いたらもう少し前倒しにして、次の小学6年生に周知をしていきたいと考えています。同時に、学校の掲示板や保健室、相談室に掲示するようなポスターも作成して、チラシが届く前のお子さん達にも知ってもらえるように準備をしているところです。

委 員 ありがとうございます。

会 長 私はパンクしてもいいと思います。パンクしたら人員を増やす要求をすとか、子ども達の現実にあった体制を行政もとるというように持って行けたらと思っています。

委 員 学校で配られているタブレットはYouTubeやTik Tokなどの動画も観ることができるのですか？

庶務課長 見られないサイトもありますが、動画は見ることができます。

委 員 カード、パンフレット、マンガというところで、せっかくタブレットが配られていたり、中学生高校生でスマホを持っているなら、動画で、短くても良いので、こういう権利や相談窓口があるよというのを作るのもありかなと思います。区としてやりづらければ、私が個人でやろうかなと思ったりもしています。

動画配信は子ども達にダイレクトに伝わる方法のひとつであることと、区が主体となって発信するのも良いですが、子ども達が条例に書いてある権利を自分たちの仲間に伝えるにはどんなメッセージ、動画、パンフレットを作るというのをやってみるのもいいかもしれないし、地域の大人達と一緒にやってみるのもありかなと思います。校内だけでの発表ではもったいないけれど、かといってネットに上げると今度は子どもたちのプライバシーの問題があり悩ましいですけれど、いずれにしても何らかの形で子ども達自身、あるいは親御さんや地域の大人もそれを理解して、今度は区民の皆さんや子ども達も情報発信の主体になっていけると、学んだことのアウトプットにもなるし、みんなに伝えていきたいと思えるようになります。子ども達や区民が受け手になっているだけなのが非常にもったいないと思います。それを学校の授業という限られた時間数でやる

のが難しいなら、権利擁護センターの取り組みでやるのもひとつの方法かもしれません。そういう情報発信の在り方も素敵かなと思いました。

会 長 ありがとうございます。話の前半は子ども・若者総合計画の 63 ページで令和 6 年度までの目標値に入っています。後半は本当に重要で、教職員に向けて調査をしていますが、この調査結果はどういうふうに取り扱うのかということと、実践交流の場を設ける予定はあるのかということ事務局に聞きたいです

事務局 前半のことは、学習用パンフレットの使用状況の調査のことかと思いますが、想定しているのは、指導課と子ども若者課で共有し、今後どういう形で活用するのがより目的に資するの参考にするくらいの活用で考えておりました。後半の、実践交流の場を設ける予定は現時点では考えていません。

会 長 学校には、調査というのはたくさんあると思います。その結果がどういうふうに活用されているかは調査対象である学校にもちゃんと返すということが必要だと思います。この計画には、マンガ版を作るというのは、修正をすると考えてよいのですか？

事務局 マンガ版については、子ども・若者総合計画 63 ページ事業番号①の『『子どもの権利』の理解の普及・啓発』の事業内容として「小学生用リーフレットやマンガ版リーフレット、妊産婦向け小冊子など、対象に合わせて広報資料を作成し、」とありますが、このマンガ版リーフレットにあたるものを去年作成しようとしたところ作家の都合等で作れなかったというのがあるのですが、今回、マンガを含めた形で小・中学生にわかりやすく啓発できる媒体として、こちらの記載を兼ねたようなものとして認識しております。

会 長 広報啓発の部分について、委員の皆さんからありますか？

委 員 子どもの権利の普及啓発が大事だということで進めています。到達目標をどう設定して考えると良いのか、私の中で見えていません。子どもに情報発信をしたことでよしとするのか、そこから先に、普及啓発をしたにも関わらず児童虐待、いじめや権利侵害が予防できていないと、普及啓発が足りていないということで目標値にしていくというふうにするのか、疑問に思ったので、事務局側で考えていることがあれば教えてください。

会 長 普及啓発の取り組みによってどういう効果が表れたのかということ行政だけではなくこの委員会も含めて成果を共有したうえで課題に取り組みたいと思っています。ですので、どう感じているかどう効果があったかは重要です。事務局の回答としてはどうですか。

事務局 豊島区は平成 18 年に条例を制定し 7 つの大きな権利を掲げておりますが、子どもの権利だけではなく、周りの大人がどうしたらいいのか、区役所、行政、地域団体、企業といった子どもの周りの大人達が子どもの権利を守るためにどうしたらいいのかを定めた条例ですので、条例がしっかり周知されていくことで子どもの権利の理解が促進さ

れてひいては子どもの権利保障に繋がっていくことが目的と考えています。なかなか達成度を測る指標がないので難しいのですが、達成することにより不幸な事件、いじめが減っていくことが目指す姿だと考えます。

会 長 どうでしょうか。

委 員 私も、いじめや虐待が減っていくことを最終目的とすべきと思います。児童虐待も普及啓発を始めてどうなったかという、相談件数がたぶん増えたと思います。各機関の普及啓発活動をやった結果、相談件数がどう増加したかの動きを近時ではまずとるべきと思います。相談が増えていく中で改善するにあたって、普及啓発がまた必要で相談件数がどう抑制していくかという意味で普及啓発はどうあるべきかという時期に入っていくというイメージでいますが、そういった取組の目標があってこういう取組をしましたという組立てにしていだけるといいかなと思いましたが、いかがですか。

会 長 子ども・若者総合計画の 63 ページでは事業目標として子どもの権利に関する条例の普及を図ります、目標としては普及啓発媒体の種類を増やしますということが掲載されています。子どもの権利条約とか条例の認知度がどこまでかということは他の自治体でも調査をしている段階です。事務局はなにかありますか。

事 務 局 条例の認知度については豊島区では計画改定のタイミングで5年に1回しか取っていませんが、子ども・若者総合計画 62 ページに記載されていますがかなり低い状況で、条例が認知されていないから子どもの権利が守られていないということに直接繋がるかはわかりませんが、子どもの権利を守るために制定した条例ですから、しっかり認知できる仕組みは作っていく必要があると思います。相談件数の推移を普及啓発に取り組んだタイミングで効果測定をしていくことについては、先程 SOS カードを配布してすぐに問い合わせがあったという話がありましたが、普及啓発は通年で実施しているものなので、どこかのタイミングを捉えて数値化をすることが難しいかもしれませんが、9月になって中学3年生など段階的に周知をしていくというなかで、例えばチラシの配布を学校にお願いして、そのあと中学生からのアクセスがどうなったかは数字として統計が取れると思います。まずはそういうところから効果を見て、子ども達にこちらがアクションを起こせばリアクションはあると思います。豊島区がこれまで色々な取組をやりましたけれども、子どもの権利に関していえば、その時にアクセスがどうだったかを取っていないので、身近なところ、できるところから効果測定をやっていければと考えています。

会 長 いま言われたように、条例の認知度だけではなく相談件数とか総合的に広報啓発の効果はこういうふうに見ますよと打ち出せば、他の自治体よりも先行すると思います。ぜひお願いします。他にどうでしょうか

委 員 効果とか成果が見えるようなことを考えながらパンフレットや学習、研修会を作っているかが少し疑問です。全部受け身になっているような気がします。子どもからリアクションができるような話もありましたが、「私はこれを受けました、学習に参加しま

した」とフィードバックを子ども達から発信できるようなツール、内容、形があったらいいなと思いました。タブレットはすごくいいなと思いました。コメントでもいいし、感想でもいいし、そういうのが書き込めるような形がどこかであつたらいいなと思いながら聞いておりました。

事務局 たしかに、全部ではありませんが、「やります、発行します」が目的になってしまっています。本来は、子どもに届いて、子どもからのアクションがあるということが目的ですが、「このパンフレットを何年度に発行しました」というところが目的になってしまっている面も無きにしも非ずかなと思いました。常に普及啓発は継続して行っておりますけれども、相手のその先のアクションを見据えながら効果的な取組で、権利擁護センターの話にも繋がってきますが、子ども達からの声をどうやって拾うかが大事なので、周知も然り、どういった体制であれば子どもが一番気軽に相談できるかも大事ですので、普及啓発だけに限らず今後の権利擁護の仕組みを考えていくうえでも大切にしながら検討していきます。

会長 それでは、議事の（３）その他（としま子ども若者応援プロジェクト）について、事務局よりご説明願います。

事務局 資料５、参考資料 説明

会長 この取り組みについて、委員の皆さんありますか

委員 ２点あります。１点目は、支援を行いたい人として、区民とか企業から寄附をされますね。コトやモノの支援ならば実際に企業の方と接するので反応を見られると思うのですが寄附だと顔が見えないと思うのですが、この場合、報告はあるのでしょうか？もう一点は、支援したいのだけれどもここにアクセスしてまでやらないという人もいます。コンビニの募金箱のような方法はできないシステムなのでしょうか？

事務局 一点目につきましては、ご寄附いただいた方へのフィードバックとしては、ホームページに掲載をさせていただきました。実際の寄附を活用した支援事業につきましても、今後事業実施をした際にはホームページや広報紙で区内の皆様がわかるように報告できたらと思っています。

二点目の募金につきましては、気軽に小さいところから協力できる仕組みができないかなと考えているところです。そういった意味でも、募金箱などを区で主催するイベントで設置、実施していけたらと思います。

委員 うちの子どもも、募金箱があるとやりたいと言うので、チラシだけでなく箱があればすぐに参加できるのがいいなと思いました。

事務局 貴重なご意見ありがとうございました。

委員 私はいま子ども食堂をやっていますが、ピザを来週いただくことになり、子ども達が

すごく楽しみに待っているところです。数に制限がありますので今週はここの地域、次はここの地域と、豊島区内にピザをお届けくださるのでありがたく思っています。こういう企業がどんどん増えていくといいなと感じます。行政もいろいろなところにタイアップいただけたらいいなと思います。コロナの状況で子ども食堂がほとんど開催できなかったため情報発信ができなかったというのは本当ですが、子ども食堂としての対面の開催はできませんけれど、去年の4月から、月に2回、フードパントリーとって区の補助金ですつとやってきました。今年に入って3月くらいからは場所を借りている特養の食堂を使わせていただいて、月に1回、お弁当なら作っていいですよということでその台所を借りて月に1回は持って行っていただいています。今までは子ども食堂に来れば子ども達が話し合ったりコミュニケーションが取れるのですけれど、今は渡すだけで、その時のほんの1分にもならない会話で終わってしまうのは残念ですが、そこで親御さんとの関わりや子ども達についてちょっとしたことも情報が少しは入ってきますので、こういうところの一部にでもパンフレットを置いていただければ、豊島区にはいっぱいできているので役に立つと思いました。これからどうなっていくかわかりませんが、私たちはいい方向を向いて、もっと子ども達と会えるようになれば、子ども食堂に来た時にこういう子どもの権利があるんだよという話もできるかなとか考えていきたいです。子ども食堂のネットワークもありますし、皆さんと共有していければと感じました。

会 長 このプロジェクトと子ども・若者総合計画との関連は、どういうふうに考えていますか。もっと言うと、関連付けていいのではないかと思うのですが、このプロジェクトには計画がひとつも載っていませんが、どうでしょうか。

事 務 局 たしかに計画についてはプロジェクト側の周知のチラシには触れられていませんが、計画を策定したのが少し前になるので、毎年の実施状況調査の中では、新規事業については子ども・若者総合計画に紐づけて回答してくださいと依頼しています。プロジェクトは令和3年度から実施になるので、来年度の実施状況調査ではこのプロジェクトもどこかに位置付けて展開していくということを考えています。

会 長 お願いします。そうすると、その他のところでは学びの支援と居場所の検証をどうするかという議題が残っていますが、どうしましょうか。次回に報告をしてもらおうということでもよろしいですか？

事 務 局 加えて、次回の会議の際に合わせて提示して議論いただければと考えております。

会 長 用意した議題は以上です。

委 員 一点良い出来事でご報告したいことがあります。ジャンプで高校生がマージャンを好きになり、マージャン部を作り大会を開きたいという要望が出て、前向きな職員とそうでない職員の意見とがあって、子ども達にも対応がちぐはぐになり混乱したことがありましたが、きちんと時間を取り子ども達、ジャンプ職員、私とで話し合いを設け、それが皆さんにも見せたいというくらい、本当に良かったです。言い出した子はマージャン

をきっかけに、友達ができたこと、マージャンの良さを伝えたいと本当に純粋にやっていたし、集まった子供たちは意見書とって大量の根拠文書をつけて訴状に証拠をつけたかのようにきちんとしていました。ジャンプ職員も、対応がちぐはぐで混乱させてごめんなさいと対等な立場で謝ることから始まり、大人のなかでも意見が分かれていること、私のほうからは法律的なこと、自宅でやるのと、税金で運営しているジャンプでやると区民や議員さんから見たときにどう思うかとか、中学生が誘われて始めたときに親がびっくりしてしまうこととか、いろんなことを考えて、やるのかやらないのか、どうやっていくのか調整しなければならぬよねということを議論して充実していました。子ども達の側もマージャンをやる自由と権利を考えつつも、そこから税金や他の区民、他の子どもと親のことまで考える必要があるのだということを子ども達自身も気づいたし、ジャンプのスタッフさん達も対等な立場で一緒にどうやって運営していこうか議論でき、これが本当に子どもの権利条例が目指していた理念です。

こういう調査だと良いエピソードが出てきませんが、調査結果の奥にある現場ではひとつひとつの素敵な取組があるんだろうな、豊島区にこういう条例があるからこそだなと思ったことを共有したいと思いお話ししました。

会 長 こういう話が最後に出るのは、良いことだと思います。ありがとうございます。

委 員 調査票重点事業 No. 30 は 誤植でしょうか？

事 務 局 誤植です。大変申し訳ございません。

会 長 次回第5回は11月に、学びの支援と居場所についても検証するという事で、子ども若者課と、教育関連部署に来てもらうということにしたいと思います。

委 員 それと関連して、資料の中でスクールカウンセラーとスクールソーシャルワークの活動が取り上げられており、不登校の未全防止の内容が入っています。消極的な視点しか入っていないので、そのことと学びの支援と居場所と関連してもどういう内容と事業が入っているかを次回知りたいです。

会 長 事業 No. 36 と 37 でしょうか？事務局はわかりましたか？

事 務 局 わかりました。

会 長 はい、よろしく願いいたします。議題は以上ですが、委員の皆さん、事務局、参加者の皆さんから議題はありますか。

では、これで第4回子どもの権利委員会を終了いたします。ありがとうございました。